６修理第1435号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名　　称　　株式会社　常光

事業所の
所 在 地　　北海道札幌市中央区北５条西13丁目１-63

事業所の
名　　称　　株式会社　常光　札幌支店

修理区分　　動物用医薬品等取締規則第136条第２号の区分

許 可 の　　令和７年３月11日から
有効期間　　令和12年３月10日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の２第１項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和７年１月 30 日

農林水産大臣　　江藤　拓